



# 池田市公報

第99号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 冨田裕樹  
 編集 総合政策部 法制課

令和2年11月1日発行

## 目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例</a> .....	<a href="#">2</a>
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例</a> .....	<a href="#">4</a>
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例</a> .....	<a href="#">14</a>
○ <a href="#">池田市市税条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">23</a>
○ <a href="#">池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">26</a>
○ <a href="#">池田市立保育所条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">27</a>
○ <a href="#">池田市営住宅条例の一部を改正する条例</a> .....	<a href="#">27</a>
<u>規 則</u>	
○ <a href="#">池田市消防団員の分限及び懲戒の手續に関する規則</a> .....	<a href="#">27</a>
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">28</a>
○ <a href="#">池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">29</a>
○ <a href="#">池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">29</a>
○ <a href="#">池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">29</a>
○ <a href="#">池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">29</a>
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">29</a>
<u>池田病院</u>	
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	<a href="#">30</a>
○ <a href="#">市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程</a> .....	<a href="#">30</a>
<u>教育委員会</u>	
○ <a href="#">池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則</a> .....	<a href="#">30</a>
○ <a href="#">池田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則</a> .....	<a href="#">33</a>
○ <a href="#">池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則</a> .....	<a href="#">33</a>
○ <a href="#">池田市立中学校給食調理業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則</a> .....	<a href="#">34</a>
○ <a href="#">池田市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則</a> .....	<a href="#">34</a>
<u>消防本部</u>	
○ <a href="#">池田市消防本部警防規程を廃止する訓令</a> .....	<a href="#">34</a>
<u>消 防 長</u>	
○ <a href="#">池田市消防本部警防規程</a> .....	<a href="#">34</a>

本号には、令和2年7月2日から令和2年10月1日までに公布をした条例及び規則のほか、池田病院の規程、教育委員会の規則並びに消防本部及び消防長の訓令を登載しています。

# 条 例

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第29号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条第2項に規定する教育職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。)(以下「職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定による承認を受けて同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下単に「育児短時間勤務」という。)をする職員(同法第17条の規定により短時間勤務をする職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定により短時間勤務をする職員にあっては、当該短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、教育委員会が定める。

3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。

4 前3項の規定により適用される勤務時間は、教育委員会がその割振りを行うものとする。

(週休日)

第3条 教育委員会は、4週間を超えない期間につき1週間当たり2日の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)を設けるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については日曜日及び土曜日を週休日とし、必要に応じて当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日を週休日とし、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

(週休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更)

第4条 教育委員会は、職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第2条第4項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日に相当する勤務時間(以下「半日勤務時間」という。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第5条 教育委員会は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以内の場合においては45分の、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ当該勤務時間の途中に置かなければならない。

(正規の勤務時間を超える勤務)

第6条 教育委員会は、職員(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)第20条に規定する管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)に対し、正規の勤務時間(第2条及び第4条の規定により適用される勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次条に規定する職員の休日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

2 教育委員会が、職員に対し時間外勤務を命ずることができる場合は、次に掲げる業務に従事させる場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 池田市立幼稚園型認定こども園の行事に関する業務

(2) 職員会議(公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)第2号ハに規定する職員会議をいう。)に関する業務

(3) 非常災害の場合、児童の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に行う必要がある業務

(休日)

第7条 職員の休日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12

月29日から同月31日までとし、休日には、特に勤務を命ぜられる職員を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第8条 職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第9条 年次休暇は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)

(2) 年度中途において新たに職員となる者 当該年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数

2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、教育委員会規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 教育委員会は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(療養休暇)

第10条 療養休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第11条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として教育委員会規則で定める場合における休暇とする。

(介護休暇)

第12条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により教育委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、教育委員会規則の定めるところにより職員の申出に基づき要介護者1人につき当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で教育委員会が指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

第13条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者1人につき当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 療養休暇、特別休暇(教育委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間の取得については、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 第9条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 継続職員(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第3項に規定する継続職員をいう。以下同じ。)の令和3年度の年次休暇の日数は、第9条第1項の規定による日数に令和2年度に同条例附則第3項に規定する旧条例(以下単に「旧条例」という。)の規定に基づき付与された年次休暇の残日数(当該残日数が同条第2項の教育委員会規則で定める日数を超える場合にあっては、当該教育委員会規則で定める日数)を加えた日数とする。

3 継続職員について、当該継続職員が要介護者の介護をするためこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例の規定に基づく第12条に規定する介護休暇(以下「新介護休暇」という。)と同種の休暇(以下「旧介護休暇」という。)を取得していた場合であって、施行日の前日までにその旧介護休暇の取得を終えているときは、その要介護者の介護を必要とする状態について新介護休暇を取得することができない。

4 継続職員について、当該継続職員が要介護者の介護をするため施行日前に旧介護休暇を取得していた場合で、施行日の前日まで

にその旧介護休暇の取得を終えていないときは、その要介護者の介護を必要とする状態に係る新介護休暇の取得について、当該旧介護休暇を取得した回数及びその通算した期間は、当該新介護休暇において取得したものとみなす。ただし、当該要介護者の介護を必要とする状態について、施行日の前日に旧介護休暇を取得し、かつ、施行日に新介護休暇を取得する場合は、そのこれらの日を含む連続した期間を新介護休暇において1回の取得として算定する。

- 5 継続職員について、施行日前に旧条例の規定に基づく第13条に規定する介護時間（以下「新介護時間」という。）と同種の休暇（以下「旧介護時間」という。）を取得していた場合であって、施行日の前日までにその旧介護時間の取得を終えているときは、その要介護者の介護を必要とする状態について新介護時間を取得することができない。
- 6 継続職員について、施行日前に旧介護時間を取得していた場合で、施行日の前日までにその旧介護時間の取得を終えていないときは、その要介護者の介護を必要とする状態に係る新介護時間の取得は、施行日（施行日が必要な要介護者に係る指定期間である場合は、施行日以後最初に到来する当該指定期間以外の日）から開始しなければならない。この場合において、当該旧介護時間を取得した期間は、当該新介護時間において取得したものとみなす。
- 7 継続職員について、施行日前に旧条例の規定に基づく第14条に規定する承認が必要な休暇（以下「要承認休暇」という。）と同種の休暇を取得するために教育委員会から得た承認は、当該休暇を取得するに至った事由と同じ事由で当該休暇に対応する要承認休暇を取得するためにされたものとみなす。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 8 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「職員」の次に「（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号）第1条に規定する職員を除く。以下同じ。）」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第12条第1号ア中「規定する週休日」の次に「（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号。以下「教育職員勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員（以下この条及び第20条において「教育職員」という。）にあつては、教育職員勤務時間条例第3条に規定する週休日）」を加え、同号ウ中「規定する勤務時間」の次に「（教育職員にあつては、教育職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間）」を加える。  
第20条第1項中「勤務時間（）」の次に「教育職員にあつては教育職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同条第2項中「第11条」の次に「若しくは教育職員勤務時間条例第11条」を、「第12条の第1項」の次に「若しくは教育職員勤務時間条例第13条第1項」を加える。

---

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第30号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給料（第4条—第14条）
- 第3章 手当（第15条—第26条）
- 第4章 教職調整額（第27条・第28条）
- 第5章 補則（第29条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をいう。）（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

（給与の定義）

第2条 この条例において給与とは、給料、第3章に規定する手当及び教職調整額をいう。

（給与の決定等）

第3条 教育委員会は、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の定めるところにより職員の受けるべき給与の決定、支給その他給与に関し必要な事務を行うものとする。

第2章 給料

(給料の基準)

第4条 職員の受ける給料は、その職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、勤務の環境その他の勤務条件に応じたものでなければならない。

(給料)

第5条 給料は、正規の勤務時間（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第2条及び第4条の規定により適用される勤務時間をいう。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとする。

(給料表)

第6条 職員の給料は、教育職給料表（別表第1。以下「給料表」という。）に基づき支給する。

2 教育委員会は、全ての職員の職務を給料表に掲げる職務の級（以下単に「職務の級」という。）のいずれかに格付しなければならない。

(等級別基準職務表)

第7条 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づきこれを職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は教育職等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる。

(初任給)

第8条 新たに職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

(昇格)

第9条 職員について現に格付されている職務の級から昇格（職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をさせるときは、別に定める資格基準に従いその者の資格基準に応じて1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、昇格をさせようとする職務について昇格試験を行う場合は、この限りでない。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は身体若しくは精神に障害を有することとなった場合は、前項の規定にかかわらず、昇格をさせることができる。

3 職員について昇格をさせた場合におけるその者の給料の月額について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(降格)

第10条 職員について現に格付されている職務の級から降格（職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。）をさせた場合におけるその者の給料の月額について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が6級の職員にあっては、3号給）とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が6級の職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(再任用職員等の給料の月額)

第12条 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料の月額は、給料表に掲げる再任用職員の給料の月額のうち、その職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員であって法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料の月額については、前項の規定を準用する。

(育児短時間勤務職員等の給料の月額)

第13条 育児休業法第10条第3項の規定による承認を受けて同条第1項に規定する育児短時間勤務をする職員（育児休業法第17条の規定により短時間勤務をする職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料の月額は、第8条から第10条まで、第11条第2項及び前条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められた給料の月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第14条 新たに職員となった者に対してはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者に対してはそ

の日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職をした職員がその日に職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職をし、又は死亡した場合においては、その月分の給料の全額を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その退職をし、又は死亡した日まで給料を支給する。

(1) 第33条の規定により給与の全部又は一部が支給されることとなっていた職員が、その休職の期間の満了の日で退職をしたとき。

(2) 法第29条第1項の規定により懲戒免職の処分を受けたとき。

3 第1項又は前項ただし書の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって支給する。

### 第3章 手当

#### (扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 この条及び次条において「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に障害を有する者（前各号に該当する者を除く。）

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

#### (扶養手当の支給方法)

第16条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日の、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に該当する事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日の、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に該当する事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。ただし、扶養手当を受けている職員にさらに同号に該当する事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定については、前項ただし書の規定を準用する。

#### (地域手当)

第17条 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

#### (住居手当)

第18条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、

これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額に相当する額
  - (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1に相当する額  
(その控除した額の2分の1に相当する額が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他教育委員会が特に承認する交通用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、支給単位期間(第1号に掲げる職員で2以上の交通機関等を利用するもの又は第3号に掲げる職員にあつては、それらの者の支給単位期間のうち最も期間が長いもの。以下この項において同じ。)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(以下「使用距離」という。))が片道5キロメートル未満である職員にあつては2,000円、使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,200円、使用距離が10キロメートル以上である職員にあつては上限が31,600円で教育委員会規則で定める額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員 1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(当該合計額が55,000円を超えるときは、55,000円)にその者の支給単位期間の月数を乗じて得た額
- 3 通勤手当は、支給単位期間(教育委員会規則で定める通勤手当にあつては、教育委員会規則で定める期間)に係る最初の月の教育委員会規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として教育委員会規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。  
(管理職手当)

第20条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、教育委員会規則で定めるところにより管理職手当を支給する。ただし、管理職手当を支給される職を2以上兼ねる場合であっても、管理職手当は、重複して支給しない。

- 2 管理職手当の月額、前項に規定する職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額の100分の25を超えない額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。
- 3 管理職手当は、その支給を受ける職務に就いた日の属する月から支給し、その職務を退いたときは、その日の属する月の翌月から支給を停止する。ただし、その者が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月に係る管理職手当は、支給しない。

(期末手当)

第21条 期末手当は、基準日(6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条から第23条までにおいて同じ。)に在職する職員に対して、基準日の属する月の教育委員会が定める日(次条及び第23条において「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡した職員(第33条第5項の規定の適用を受ける職員及び教育委員会が定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(職務の級が6級の職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  
(1) 6か月 100分の100

- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
  - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職をし、又は死亡した職員にあっては、退職をし、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。以下この項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、前条の規定の適用を受ける職員については、当該合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給制限）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項及び第33条（第4項を除く。）の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた職員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差し止処分）

第23条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕され、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至り、かつ、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 2 教育委員会は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差し止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差し止処分を行う旨の通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、その者の氏名及び当該通知をいつでもその者に交付する旨を池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差し止処分を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 教育委員会は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差し止処分を受けた者が、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差し止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、教育委員会が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 教育委員会は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により当該一時差し止処分を行う旨の通知が到達したものとみなした場合は、この限りでない。



8 教育委員会は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合についても、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条において同じ。）に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の成績に応じて、基準日の属する月の教育委員会が定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡した職員（教育委員会が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（職務の級が6級の職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（職務の級が6級の職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 第21条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは、「第24条第3項において準用する第2項」と読み替えるものとする。

4 第22条及び前条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、「第4項を除く」とあるのは「第1項及び第2項に限る」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条第1項に規定する教育委員会が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第25条 職員に義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額額は、4,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。

(退職手当)

第26条 退職手当については、別に条例で定める。

#### 第4章 教職調整額

(教職調整額)

第27条 職員のうちその属する職務の級が1級から3級までであるものには、その者の給料の月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教職調整額を給料とみなして適用する規定)

第28条 教職調整額の支給を受ける職員に係る第17条第2項、第21条第4項（第24条第4項において準用する場合を含む。）並びに第33条第2項及び第3項並びに外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年池田市条例第19号）及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）の規定並びにこれらに基づく規則又は教育委員会規則の規定の適用については、教職調整額は、給料とみなす。

#### 第5章 補則

(給与の支給日)

第29条 給与の支給日は、教育委員会規則で定める。

(給与の口座振込)

第30条 職員から申出があつたときは、給与の全部又は一部を当該職員の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(給与からの控除)

第31条 職員に支給する給与から控除するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 法第52条に規定する職員団体がその構成員たる職員から徴収する職員団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、労働金庫の預金及び諸貸付金の返済金

(2) 池田市教職員厚生会の厚生会費及び団体契約生命保険に関し、職員が契約し、又は給与からの控除を届け出た諸納付金

(3) 親睦団体の会費

(4) 職員の給食費

(休暇日の給与)

第32条 職員が休暇により勤務しなかつた場合（次項に規定する場合を除く。）の給与の取扱いについては、教育委員会規則で定

める。

- 2 職員が勤務時間条例第12条に規定する介護休暇又は勤務時間条例第13条に規定する介護時間により勤務しなかった場合の給与については、第35条の規定にかかわらず、同条の規定による減額を行うものとする。

(休職中の給与)

第33条 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職をする職員については、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職をする職員については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条第1項に規定する休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 3 前2項の規定の適用を受ける場合を除き、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職をする職員については、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職をする職員については、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第21条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡したときは、同項の規定により教育委員会が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会が定める職員については、この限りでない。

(事務引継等の場合の給与)

第34条 職員で退職をしたものが事務引継又は残務整理のため特に命を受けて事務に従事する場合には、その間なお退職をした際に支給を受けていた給料及び扶養手当を第14条第3項の規定の例により日割りによって支給する。ただし、既に支給を受けた月の分の給料及び扶養手当は、この限りでない。

(給与の減額)

第35条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて教育委員会の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定により支給する給与が過払となったときは、当該過払となった月の翌月の給与から控除することができる。

(再任用職員についての適用除外)

第36条 第15条、第16条及び第18条の規定は、再任用職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第37条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日（勤務時間条例第7条に規定する休日をいう。）に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(職員が死亡した場合の給与を受けるべき者)

第38条 職員が在職中に死亡した場合において、その職員が受けるべき給与は、その遺族に支給する。

- 2 前項の遺族は、次に掲げる者をもってその範囲とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 職員と生計を一にする子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前2号に掲げる者のほか、職員の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

- 3 前項に規定する遺族で給与を受けるべき順位は、同項各号の順位により、同項第2号に掲げる者の間においては、同号に掲げる順位による。ただし、同号に掲げる者のうちにおいては、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたものを先にし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

- 4 前項の規定により給与を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その受けるべき給与の額を、その人数により等分してこれを支給する。

- 5 第2項の遺族のない場合においては、死亡した職員の葬祭を行った者に対して、第1項の規定により遺族に支給するべき給与の2分の1に相当する額以内の額を支給することができる。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(池田市立幼稚園の教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

- 2 池田市立幼稚園の教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和43年池田市条例第28号）は、廃止する。

(池田市立幼稚園の教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の池田市立幼稚園の教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「旧条例」という。）の適用を受けていた職員のうち、施行日から継続して職員で

- あるもの（以下「継続職員」という。）が施行日において現に法第28条第2項第1号の規定による休職中である場合（施行日前から当該休職中にある場合に限る。）は、旧条例の規定に基づき教育委員会が定めたその休職の期間は、職員の分限に関する条例（昭和27年池田市条例第1号）第5条第1項の規定により教育委員会が定めたものとみなす。
- 4 継続職員が施行日において現に法第29条第1項の規定による処分（減給及び停職に限る。）を受けている場合（施行日前から当該処分の期間中にある場合に限る。）は、旧条例の規定に基づき教育委員会が定めたその処分の期間は、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和27年池田市条例第2号）第4条（第1項を除く。）の規定に基づき教育委員会が定めたものとみなす。
- 5 継続職員について、施行日前に旧条例の規定に基づく期末手当又は勤勉手当の一時差止処分（第23条（第24条第4項において準用する場合を含む。））に規定する一時差止処分に相当するものをいう。）があった場合は、当該処分に係る期末手当又は勤勉手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に退職した者について、旧条例の規定に基づき支給し、又は支給することが予定される退職手当がある場合は、当該退職手当の支給については、なお従前の例による。  
（この条例における給与に関する経過措置）
- 7 継続職員の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日において旧条例の規定により適用されていた職務の級及び号給に応じ、教育委員会が別に定める。
- 8 継続職員の給料の額については、施行日から令和13年3月31日までの間の給料の月額が、施行日の前日において旧条例の規定により受けていた給料の月額に達しない場合は、その差額に相当する額を当該期間における給料の月額に加算した額とする。
- 9 継続職員について第11条第1項から第3項まで、第21条第2項、第22条（第24条第4項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第5項（第24条第4項において準用する場合を含む。）又は第24条第1項の規定を適用する場合は、施行日前において旧条例の適用を受けて勤続していた期間を職員として在職していたものとみなしてこれらの規定を適用する。
- 10 継続職員について、施行日前に旧条例の規定に基づき第15条第1項、第18条第1項及び第19条第1項に規定する手当（以下これらを「要認定手当」という。）に相当する手当を支給するために教育委員会が行った認定は、当該手当の支給を認定するに至った事由と同じ事由で当該手当に相当する要認定手当を支給するためにされたものとみなす。
- 11 旧条例の適用を受けていた者で施行日において職員でないものが、当該旧条例の適用を受けて従事していた事務について、施行日以後に、池田市立幼稚園型認定こども園においてその事務引継又は残務整理のため特に命を受けて事務に従事する場合は、第34条に規定する場合に該当するものとみなして同条の規定を適用する。
- 12 継続職員が施行日の属する月の前月において勤務しないときがあった場合で、かつ、旧条例の規定に基づきその勤務しない時間について給与を減額する必要があるときは、旧条例の規定に基づき算出された勤務1時間当たりの給与の額を第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額とみなして第35条第2項の規定を適用する。  
（職員の分限に関する条例の一部改正）
- 13 職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。  
第6条第2項中「昭和32年池田市条例第19号」の次に「池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）」を加える。  
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）
- 14 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第5条中「第18条第1項」の次に「又は池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第33条第1項」を加える。  
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 15 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「基準日（」の次に「池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（次項及び第21条において「教育職員」という。）にあつては教育職員給与条例第21条第1項に規定する基準日、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同条第2項中「基準日（」の次に「教育職員にあつては教育職員給与条例第24条第1項に規定する基準日、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。  
第21条第1項中「職員（」の次に「教育職員及び」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。  
2 教育職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、教育職員給与条例第35条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、教育職員給与条例第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。  
（池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 16 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「基き」を「基づき」に改め、「職員（」の次に「池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第1条に規定する職員及び」を加える。  
（池田市職員旅費条例の一部改正）

17 池田市職員旅費条例（昭和23年池田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中	医療職給料表 (三)の適用者	を	医療職給料表 (三)の適用者	教育職給料表の適用者	に改める。
	—		—	—	
	8級		8級	—	
	7級以下5级以上		7級以下5级以上	6級以下4级以上	
	4級以下		4級以下	3級以下	

(継続職員の昇給の停止)

18 継続職員については、第11条第1項の規定にかかわらず、施行日から2年間は昇給しないものとする。

別表第1（第6条、第12条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	150,600	181,600	209,800	272,000	319,200	362,900
	2	151,700	183,400	211,700	274,200	321,400	365,500
	3	152,800	185,200	213,600	276,400	323,700	367,900
	4	153,900	187,000	215,500	278,600	325,900	370,500
	5	154,900	188,600	217,300	280,700	328,100	372,400
	6	156,300	190,400	219,200	282,900	330,100	374,900
	7	157,600	192,200	221,100	285,200	332,300	377,200
	8	158,900	193,900	223,000	287,400	334,500	379,700
	9	160,100	195,500	224,700	289,700	336,400	382,100
	10	161,600	197,300	226,600	291,900	338,600	384,800
	11	163,100	199,100	228,200	294,000	340,600	387,400
	12	164,700	200,900	229,800	296,000	342,800	390,100
	13	165,900	202,400	231,500	297,900	344,600	392,500
	14	167,400	204,200	233,100	300,000	346,600	394,800
	15	168,900	206,000	234,600	302,200	348,600	397,000
	16	170,400	207,800	236,200	304,200	350,600	399,400
	17	171,700	209,400	237,600	306,100	352,300	401,200
	18	174,400	211,200	239,300	308,400	354,300	403,200
	19	177,000	213,000	240,800	310,600	356,100	405,100
	20	179,600	214,800	242,400	312,900	358,000	406,900
	21	182,200	216,200	243,500	315,000	359,900	408,800
	22	183,900	218,000	245,000	317,100	361,800	410,600
	23	185,500	219,700	246,600	319,300	363,800	412,400
	24	187,200	221,500	247,900	321,400	365,700	414,300
	25	188,700	223,200	249,400	323,300	367,700	416,100
	26	190,400	224,900	250,800	325,300	369,600	417,600
	27	192,200	226,500	252,100	327,300	371,600	419,100
	28	193,900	228,100	253,500	329,300	373,600	420,700
	29	195,500	229,500	255,000	331,000	375,100	422,300
	30	196,900	231,200	256,500	333,100	376,900	423,600
	31	198,400	232,800	258,200	335,100	378,700	424,900
	32	199,900	234,400	260,000	337,200	380,300	426,100
	33	201,200	235,400	261,600	338,600	382,100	427,300
	34	202,500	236,900	263,300	340,500	383,500	428,600
	35	203,700	238,300	264,900	342,400	385,000	429,900
	36	205,000	239,500	266,500	344,300	386,600	431,100
	37	206,300	240,700	268,400	345,900	388,000	432,300
	38	207,600	241,900	270,200	347,800	389,200	433,100
	39	208,900	242,900	271,900	349,700	390,400	433,900
	40	210,200	244,100	273,600	351,500	391,500	434,700
	41	211,300	245,400	275,300	353,400	392,600	435,300
	42	212,600	246,400	277,000	355,200	393,800	436,000

再任用 職員以 外の職 員	43	213,900	247,600	278,800	357,000	395,000	436,700
	44	215,200	248,900	280,300	358,700	396,100	437,400
	45	216,300	249,800	281,800	360,100	396,800	438,200
	46	217,400	251,100	283,700	361,400	397,500	439,000
	47	218,400	252,300	285,500	362,800	398,200	439,400
	48	219,500	253,600	287,400	364,200	398,900	440,100
	49	220,600	255,000	289,000	365,500	399,500	440,600
	50	221,600	256,400	290,700	366,400	400,100	441,000
	51	222,500	257,600	292,500	367,500	400,600	441,400
	52	223,500	258,800	294,300	368,600	401,000	441,800
	53	223,800	260,000	295,800	369,400	401,400	442,200
	54	224,600	261,200	297,500	370,300	401,700	442,600
	55	225,400	262,500	299,000	371,200	402,000	443,000
	56	226,100	263,600	300,600	372,100	402,300	443,300
	57	226,800	264,700	302,200	373,000	402,600	443,600
	58	227,800	265,800	303,900	373,800	402,900	444,000
	59	228,600	267,100	305,500	374,600	403,200	444,300
	60	229,400	268,400	307,200	375,400	403,500	444,600
	61	230,100	269,400	308,100	376,100	403,800	444,900
	62	230,800	270,500	309,600	376,800	404,100	445,200
	63	231,700	271,800	311,100	377,500	404,400	445,500
	64	232,700	273,100	312,700	378,200	404,700	445,800
	65	233,400	274,000	314,300	378,700	405,000	446,100
	66	234,000	275,000	315,900	379,300	405,300	
	67	234,500	275,900	317,500	379,900	405,600	
	68	235,200	277,000	319,000	380,600	405,900	
	69	236,000	278,100	320,500	381,000	406,100	
	70	236,600	279,100	321,700	381,700	406,400	
	71	237,200	280,000	322,900	382,300	406,700	
	72	237,700	281,000	324,100	382,900	407,000	
	73	238,400	281,500	324,800	383,300	407,200	
	74	239,100	282,400	325,700	383,900	407,500	
	75	239,800	283,100	326,500	384,500	407,800	
	76	240,300	284,000	327,300	385,100	408,000	
	77	240,800	285,000	328,200	385,500	408,200	
	78	241,500	285,800	328,600	386,000	408,500	
	79	242,200	286,600	329,300	386,500	408,800	
	80	242,900	287,400	330,100	387,100	409,000	
	81	243,500	288,200	330,900	387,400	409,200	
	82	244,200	288,700	331,600	387,800	409,500	
	83	244,900	289,100	332,300	388,200	409,800	
	84	245,600	289,600	333,000	388,600	410,000	
	85	246,100	289,800	333,500	388,900	410,200	
86	246,600	290,100	334,100	389,200			
87	246,900	290,300	334,600	389,500			
88	247,300	290,700	335,200	389,800			
89	247,600	290,900	335,500	390,000			
90			336,000	390,300			
91			336,400	390,600			
92			336,900	390,800			
93			337,300	391,000			
94			337,800	391,300			
95			338,300	391,600			
96			338,800	391,800			
97			339,100	392,000			
98			339,500	392,300			
99			340,000	392,600			
100			340,400	392,800			

	101			340,700	393,000		
	102			341,100			
	103			341,600			
	104			342,000			
	105			342,200			
	106			342,600			
	107			343,100			
	108			343,500			
	109			343,700			
	110			344,100			
	111			344,500			
	112			344,800			
	113			345,100			
	114			345,500			
	115			345,900			
	116			346,300			
	117			346,800			
	118			347,200			
	119			347,600			
	120			348,000			
	121			348,500			
	122			348,900			
	123			349,200			
	124			349,500			
	125			350,000			
再任用 職員		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100	356,800

別表第2（第7条関係）

教育職等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	基本的な業務を行う教諭その他の教育委員会規則で定める職員の職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う教諭その他の教育委員会規則で定める職員の職務
3級	主任教諭その他の当該役職の職務内容と同程度の職務として教育委員会規則で定める職務
4級	副園長、主幹教諭その他の当該役職の職務内容と同程度の職務として教育委員会規則で定める職務
5級	園長、幼児教育補佐監
6級	幼児教育監

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第31号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第1条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下同じ。）が退職をした場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
- (退職手当の支払)
- 第4条 次条及び第14条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第16条の規定による退職手当は、職員が退職をした日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職をした者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (一般の退職による退職手当の額)
- 第5条 退職をした者に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第12条の規定により計算した退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。
- (自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職をした者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項及び第8条において同じ。）又は死亡によらずにその者の都合により退職をしたもの（第19条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90
- (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職をした者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職をした者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職をした者を含む。次条第1項において同じ。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職をし、又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職をしたものに対する退職手当の基本額について準用する。
- (整理退職等の場合の退職手当の基本額)
- 第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職をした者、25年以上勤続して退職をした者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職をした者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）又

は公務上の傷病若しくは死亡により退職をした者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職をし、又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職をしたものに対する退職手当の基本額について準用する。

（給料の月額減額改定以外の理由により給料の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職をした者の基礎在職期間中に、給料の月額減額改定（給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職をした理由と同一の理由により退職をしたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、職員としての引き続きいた在職期間（第15条第4項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間を含む。）に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間及び第15条第5項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第16条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間を除く。）をいう。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職をしたものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職をした理由と同一の理由により退職をしたものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（公務又は通勤による傷病又は死亡の認定の基準）

第11条 教育委員会は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）



第12条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第10条に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第2項	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第13条 退職をした者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和27年池田市条例第1号）第3条の規定による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 43, 350円

(2) 第2号区分 32, 500円

(3) 第3号区分 27, 100円

(4) 第4号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、教育委員会規則で定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職をした者のうち自己都合退職者（第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職をした者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職をした者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

4 前3項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(一般の退職による退職手当の額に係る特例)

第14条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による給料及び扶養手当の月額合計額とする。

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職をした日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間については、前3項の規定を準用して計算するほか、職員が第26条の規定により退職手当を支給されないうえ職員以外の地方公務員となり、引き続いて職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職日給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に6月末満の端数がある場合には、これを切り捨て、6月以上の端数がある場合には、これを1年とする。ただし、第6条(自己の都合による退職に限る。)の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満の端数は、これを切り捨てる。
- 6 前項の規定は、前条又は第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 7 第17条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に、1月末満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第16条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第17条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下この条において「法」という。)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして教育委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。))にあっては、6月以上)で退職をした職員が、退職の日の翌日から起算して1年(当該1年の期間内に妊娠、出産、育児その他教育委員会が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において同じ。)の期間内に失業している場合において、その者が既に支給を受けた一般の退職手当等の額がその者につき法の規定により計算した失業等給付に相当する金額に満たないときは、一般の退職手当等のほか、その差額に相当する金額を退職手当として法に規定する失業等給付の支給の条件に従い支給する。

- 2 勤続期間12月以上(特定退職者にあっては、6月以上)で退職をした職員が退職の日の翌日から起算して1年の期間内に失業している場合において、その者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる失業等給付に相当する金額を退職手当として、法に規定する失業等給付の支給の条件に従い支給する。
- 3 前2項の規定による退職手当の支給額、支給条件その他これらの規定に規定するもののほか、法に規定する失業等給付に相当する額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(退職手当の支給制限等に係る用語の意義)

第18条 この条から第25条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由とし

て失わせる処分をいう。

- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第25条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、その者の氏名及び当該通知をいつでもその者に交付する旨を池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であ

つて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第17条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第17条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 池田市行政手続条例（平成9年池田市条例第2号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第17条第1項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 池田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第23条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第19条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 池田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。
- （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する池田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けるこ

となく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第19条第2項並びに第22条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 池田市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第19条第4項の規定による意見の聴取について準用する。  
(退職手当審査会)

第25条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、池田市教育委員会退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第21条第1項第3号若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。
- 3 審査会は、第21条第2項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。
- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。  
(職員が引き続いて職員以外の地方公務員となった場合における退職手当の不支給)

第26条 職員が引き続いて職員以外の地方公務員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が職員以外の地方公務員に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職をした者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。
- 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職をした者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職をした者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 継続職員（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第3項に規定する継続職員をいう。以下同じ。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において同項に規定する旧条例の適用を受けて勤続していた期間（次項において「旧条例適用期間」という。）を職員として在職していたとみなしてこの条例を適用する。
- 6 前項の規定により職員として在職していたとみなされた継続職員の旧条例適用期間における第13条第1項に規定する職員の区分については同条第2項の規定に、当該継続職員の旧条例適用期間における調整月額に順位をつける方法その他旧条例適用期間における退職手当の調整額の計算に関し必要な事項については同条第4項の規定により定められる教育委員会規則の規定に準じて教育委員会規則で定める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は第9条第4項」を「若しくは第8条の4第1項又は池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当

に関する条例（令和2年池田市条例第31号。以下「教育職員退職手当条例」という。）第8条第1項若しくは第13条第1項に改め、同条に次の1項を加える。

3 派遣職員に関する教育職員退職手当条例第13条第1項及び第15条第3項の規定の適用については、派遣の期間は、教育職員退職手当条例第13条第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

8 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、育児休業」を「育児休業」に、「同条例」を「退職手当条例」に改め、「期間に」の次に「、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号。以下「教育職員退職手当条例」という。）第13条第1項及び第15条第3項の規定の適用については育児休業をした期間は、教育職員退職手当条例第13条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間にそれぞれ」を加え、同条第2項中「職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、「第9条第4項」の次に「及び教育職員退職手当条例第15条第3項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第17条第1項中「、育児短時間勤務」を「育児短時間勤務」に、「同条例」を「退職手当条例」に改め、「期間に」の次に「、教育職員退職手当条例第13条第1項及び第15条第3項の規定の適用については育児短時間勤務をした期間は、教育職員退職手当条例第13条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間にそれぞれ」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「及び教育職員退職手当条例第15条第3項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第3項中「退職手当条例」の次に「又は教育職員退職手当条例」を加え、「給料月額」を「給料の月額」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

9 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員（）」の次に「池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第1条に規定する職員（次項において「教育職員」という。）」を加え、同条第2項ただし書中「地方公務員法」を「教育職員、地方公務員法」に改め、「（平成14年法律第48号）」を削る。

---

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第32号

池田市市税条例の一部を改正する条例

第1条 池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第12条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に、「閏年」を「<sup>じゅん</sup>閏年」に改める。

第14条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第18条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「。第18条第2項の表第1号」を「。同号」に、「第46条第10項から第12項」を「第46条第9項から第16項」に改める。

第15条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第18条第2項の表第1号中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第21条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第29条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第46条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23

項を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項の内国法人」を「第9項の内国法人」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項の申告」を「同項の申告」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第47条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第49条第4項から第6項までを削る。

第87条の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第87条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第88条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「において」を「には」に改める。

第104条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第104条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第4条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ $\bar{}$ ）に、「の規定により告示された割合」を $\bar{}$ に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第5条第1項中「第15条第1項第1号」を「第15条第1項（第1号に係る部分に限る。））」に、「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第13条第1項中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加え、同条第2項中「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第13条の2中第15項を第16項とし、第9項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第13条の2に次の1項を加える。

17 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第34条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。



附則第38条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第39条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第56条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第57条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第11条の3第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 池田市市税条例の一部を次のように改正する。

第104条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第4条第2項中「及び第4項」を削る。

附則第5条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附則第13条第1項中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改め、同条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第13条の2第17項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中池田市市税条例第104条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定  
令和2年10月1日
- (2) 第1条中池田市市税条例第15条第1項第2号、第21条及び第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第4条、第5条第1項、第38条第1項及び第39条第3項の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに第2条中同条例附則第13条及び第13条の2第17項の改正規定並びに次条及び附則第3条の規定  
令和3年1月1日
- (3) 第2条中池田市市税条例第104条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定  
令和3年10月1日
- (4) 第1条中池田市市税条例第11条、第12条、第14条第3項、第18条第2項及び第3項、第46条(第8項を除く。)及び第47条(第1項を除く。)の改正規定並びに第49条第4項から第6項までを削る改正規定並びに第2条中同条例附則第4条第2項及び第5条の改正規定並びに附則第4条の規定  
令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の池田市市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第15条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第21条及び第29条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当する者に限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第14条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定(この条を除く。)による改正後の池田市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この

項において同じ。) (連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例第87条の2の規定は、この条例の施行の日以後に同条に規定する現所有者であったことを知った者に係る令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

---

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第33号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例(昭和48年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設(大阪府内に存するものに限る。以下「病院等」に、「市区町村に存するものに入所した」を「市町村に存するものに同項各号に規定する入院、入所又は入居(以下「入院等」という。)をした」に、「当該本市以外の市区町村」を「当該病院等が所在する場所」に、「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び」を「同法又は」に、「施設に入所する」を「病院等に入院等をする」に改め、「直前に本市」の次に「の区域内」を、「認められるもの」の次に「(2以上の病院等に継続して入院等をしている場合であって、現に入院等をしている病院等(以下この項において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められる場合にあつては当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をする直前に本市の区域内に住所を有していたと認められる者を、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち1の病院等から継続して他の病院等に入院等すること(以下この項において「継続入院等」という。)により当該1の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この項において「特定住所変更」という。)を行ったと認められる場合にあつては最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の直前に本市の区域内に住所を有していたと認められる者をいう。)」を、「被保険者(」の次に「健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第2項に規定する」を加え、同条第4項中「障害者支援施設又は障害児入所施設」を「病院等」に、「入所した」を「入院等をした」に、「本市に」を「大阪府内の本市以外の市町村から当該病院等が所在する場所に」に、「及び」を「又は」に、「施設に入所する」を「病院等に入院等をする」に、「市区町村の」を「市町村の」に改める。

第3条第1号中「若しくは入院時生活療養費」を「又は入院時生活療養費」に改め、「又は精神病床への入院に係る給付」を削る。

第7条中「(大正11年法律第70号)」を削る。

(池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和55年池田市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「若しくは入院時生活療養費」を「又は入院時生活療養費」に改め、「又は精神病床への入院に係る給付」を削る。

(池田市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 池田市子ども医療費の助成に関する条例(平成6年池田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び精神病床への入院に係る給付」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例第2条第1項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項に規定する入院等

(以下単に「入院等」という。)をした者について適用し、令和3年10月31日までの間において施行日前から継続して入院等をしている者については、施行日以後その継続する間において、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正後の池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例第3条、第2条の規定による改正後の池田市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条及び第3条の規定による改正後の池田市子ども医療費の助成に関する条例第2条の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

---

池田市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第34号

池田市立保育所条例の一部を改正する条例

池田市立保育所条例(昭和40年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表池田市立石橋保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

---

池田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第35号

池田市営住宅条例の一部を改正する条例

池田市営住宅条例(平成9年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表井口堂住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

---

## 規 則

---

池田市消防団員の分限及び懲戒の手続に関する規則をここに公布する。

令和2年7月20日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第51号

池田市消防団員の分限及び懲戒の手続に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、池田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和56年池田市条例第16号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、消防団員(以下「団員」という。)の分限及び懲戒に関する処分の手続について定めるものとする。

(分限及び懲戒の手続)

- 第2条 団員(消防団長(以下「団長」という。)を除く。以下この項において同じ。)が条例第6条第1号から第3号まで又は第7条第1項各号に掲げる場合に該当するとその所属長(当該団員が副団長又は本部付分団長の場合にあっては団長、本部付分団長以外の分団長の場合にあっては副団長、それら以外の団員の場合にあっては分団長をいう。)が認めるときは、当該所属長は、速やかにその事実を団長に申告しなければならない。

- 2 市長は団長が条例第6条第1号から第3号まで又は第7条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき、団長は前項の規定による申告を受けたときは、分限又は懲戒に関する処分の公平を期するため、次条に規定する委員会に諮問するものとする。

- 3 市長(前項の規定による諮問に係る団員が団長以外の団員である場合にあっては、団長)は、同項の規定による諮問に係る答申を受け、その諮問に係る団員に対する処分を行う場合はその種別及び程度を決定し、当該団員に対してその旨を記載した書面を交付し、処分を行わなければならない。条例第6条第4号に掲げる場合に該当して処分するときも、同様とする。

4 前項の規定による書面の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に掲示することをもって、これに替えることができるものとし、当該掲示場に掲示した日から2週間を経過したときに、書面の交付があったものとみなす。

（委員会の設置）

第3条 団員の分限及び懲戒に関する事項を調査審議するため、池田市消防団員分限懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第6条の規定による処分に関すること。
- (2) 条例第7条第1項の規定による処分に関すること。

（組織）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は消防長をもって充て、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副団長
- (2) 本部付分団長
- (3) 消防本部総務課長

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、及び次条第5項の規定により委員長が委員会の会議に出席できないときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

5 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する調査審議の会議に出席することができない。ただし、委員会の同意を得た場合は、この限りでない。

6 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に調査審議の対象となる団員若しくはその関係者の出席を求め説明若しくは意見を聴き、又はこれらの者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

（秘密の保持）

第8条 委員会の関係者（委員、調査審議の対象となる団員及びその関係者並びに委員会の庶務を処理する消防本部総務課の職員をいう。）は、委員会の調査審議に係る一切の事項を委員長の許可なく他へ漏らしてはならない。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月28日

池田市長 富田 裕 樹

池田市規則第52号

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年池田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改め、同表4級の項中 「4 学校給食センター所長及び副所長の職務  
5 6級に掲げる館及び所の副館長及び副所長  
の職務」を「4 学校給食センター副所長、教育センター副所長、中央公民館副館長及び図書館副館長の職務」に改め、同表6級の

項中「人権教育監」の次に「、学校給食センター所長」を加える。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月5日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第53号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号に次のように加える。

イ 妊婦特別定額給付金の給付に関すること。

附則

この規則は、令和2年8月5日から施行する。

---

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月31日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第54号

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成31年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表池田市立ひかりこども園の部教育認定子どもの項中「84名」を「45名」に改め、同部保育認定子どもの項中「136名」を「175名」に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

---

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月3日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第55号

池田市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市行政組織及び事務分掌規則（昭和58年池田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第6号に次のように加える。

ウ 電気料金支援給付金の給付に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月8日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第56号

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則の一部を改正する規則

池田市老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始、老人デイサービス事業等の設置等に係る事務に関する規則（平成23年池田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第6条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月14日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第57号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 池 田 病 院

---

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年8月28日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第5号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第11看護師の項の次に次のように加える。

看護師（採血専従）	1,600円	12,400円	232,000円
-----------	--------	---------	----------

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

---

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年9月29日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中オを削り、カをオとし、キからスマでをカからシまでとする。

第11条第1号ウ中「、医療機器の修繕の支出又は戻入（前条第2号オに該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

---

## 教 育 委 員 会

---

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則をここに公布する。

令和2年7月21日

池田市教育長 田 渕 和 明

池田市教育委員会規則第8号

池田市立幼稚園型認定こども園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和2年池田市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 教育認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前教育子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。

- (2) 保育認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- (4) 保育短時間認定 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

（定員）

第3条 認定子ども園を構成する教育認定子ども及び保育認定子どもの定員は、次の表の左欄及び中欄に掲げる認定子ども園の名称及び認定区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる人数とする。

名称	認定区分	定員
池田市立認定子ども園さくら幼稚園	教育認定子ども	60名
	保育認定子ども	30名
池田市立認定子ども園あおぞら幼稚園	教育認定子ども	86名
	保育認定子ども	54名

（開園時間並びに教育時間及び保育時間）

第4条 認定子ども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。

- 2 教育認定子どもに対する認定子ども園における教育時間は、午前9時から午後2時までとする。
- 3 保育認定子どもに対する認定子ども園における保育時間は、保育標準時間認定を受けた者にあつては午前7時から午後6時までとし、保育短時間認定を受けた者にあつては午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、教育時間又は保育時間を延長し、又は短縮することができる。

（学期）

第5条 認定子ども園の学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 認定子ども園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び1月3日
- (4) 12月29日から12月31日まで
- 2 前項に規定するもののほか、教育認定子どもに係る認定子ども園の休業日は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 土曜日
  - (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
  - (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
  - (4) 春季休業日 3月25日から4月7日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、認定子ども園の休業日を変更し、又は臨時に認定子ども園の休業日を設けることができる。

（職員）

第7条 認定子ども園に園長、副園長、教諭その他必要な職員を置く。

- 2 園長は、園務を統括し、所属員を指揮監督する。
- 3 副園長は、園長を補佐し、園長に事故があるときはその職務を代行する。

（入園手続）

第8条 条例第5条の規定による保護者の申請は、教育認定子どもにあつては、池田市立認定子ども園（教育）入園願書（様式第1号。以下「教育願書」という。）により行うものとする。

- 2 条例第5条の規定による保護者の申請は、保育認定子どもであつて池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第7号）第3条第3項の規定により認定子ども園を利用することができる結果となりその入所を承諾されたものにあつては、池田市立認定子ども園（保育）入園願書（様式第2号。以下「保育願書」という。）により行うものとする。

（入園の承認等）

第9条 教育委員会は、教育願書の提出があつたときは、適切な選考を行い、入園を承認するときは、池田市立認定子ども園入園承認証（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 教育委員会は、認定子ども園において教育を受けることを希望する当該選考に係る幼児の数が当該認定子ども園の定員を超える場合その他適切な教育の利用が困難となる場合は、抽選により選考するものとする。

- 3 教育委員会は、保育願書の提出があったときは、入園を承認するときは、池田市立認定こども園入園承認証により通知するものとする。
- (入園の保留)
- 第10条 教育委員会は、第8条の規定による申請について、条例第6条の規定により入園を保留するときは、教育願書の提出を行った者からの当該申請の辞退その他正当な理由がある場合を除き、池田市立認定こども園入園保留通知書(様式第4号)により行うものとする。
- (預かり保育の申込手続)
- 第11条 常時預かり保育を利用しようとする保護者は、常時預かり保育申込書(様式第5号)を利用しようとする月の前月25日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 臨時預かり保育を利用しようとする保護者は、臨時預かり保育申込書(様式第6号)を利用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 長期休業預かり保育を利用しようとする保護者は、長期休業預かり保育申込書(様式第7号)を利用しようとする月の前月25日までに教育委員会に提出しなければならない。
- (預かり保育の辞退)
- 第12条 預かり保育の許可を受けた者が辞退するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 預かり保育辞退届(様式第8号)を教育委員会に提出すること。
- (2) 未納の預かり保育料(月の途中で預かり保育を辞退する場合にあっては、当該月分の預かり保育料を含む。)を納付すること。
- (通園バス申込手続)
- 第13条 通園バスを利用しようとする保護者は、池田市立認定こども園通園バス利用申込書(様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。
- (通園バスの利用の変更及び中止)
- 第14条 通園バスの利用を変更し、又は中止するときは、次に掲げる措置をとらなければならない。
- (1) 池田市立認定こども園通園バス利用変更・中止届(様式第10号)を教育委員会に提出すること。
- (2) 未納のバス代(月の途中で通園バスの利用を中止する場合にあっては、当該月分のバス代を含む。)を納付すること。
- (預かり保育料又はバス代の減免)
- 第15条 教育委員会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている者で、預かり保育料又はバス代を負担することが困難なものに対しては、預かり保育料又はバス代を減免することができる。
- (減免の申請)
- 第16条 預かり保育料又はバス代の減免を受けようとする者は、預かり保育料・バス代減免申請書(様式第11号)及び減免事由を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。
- (減免の決定)
- 第17条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定したときは、預かり保育料・バス代減免通知書(様式第12号)により保護者に通知する。
- 2 預かり保育料又はバス代の減免は、その事由が発生した日の翌月(事由の発生した日が、その月の1日であるときは当該月)から行う。
- (減免事由の消滅)
- 第18条 預かり保育料及びバス代の減免を受けている者は、減免を受けた事由が消滅したときは、直ちに預かり保育料・バス代減免事由消滅届(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、減免を受けた期間の満了と同時にその事由が消滅したときは、この限りでない。
- 2 減免事由が消滅した場合の預かり保育料又はバス代の減免は、その事由が消滅した日の属する月の前月分まで行う。
- (減免の取消し)
- 第19条 教育委員会は、預かり保育料又はバス代の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該減免を取り消し、減免した預かり保育料又はバス代の全部又は一部を徴収することができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けたとき。
- (2) 減免の事由が消滅したにもかかわらず、保育料・バス代減免事由消滅届を提出しなかったとき。
- (その他)
- 第20条 この規則に定めるもののほか、認定こども園における教育又は保育の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- (池田市立幼稚園条例施行規則及び池田市立幼稚園預かり保育条例施行規則の廃止)



- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 池田市立幼稚園条例施行規則（平成4年池田市教育委員会規則第4号）
  - (2) 池田市立幼稚園預かり保育条例施行規則（平成16年池田市教育委員会規則第6号）  
（準備行為）
- 3 認定こども園への入園、預かり保育の利用及び通園バスの利用に関する手続その他の必要な行為は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）前においても、この規則の相当規定の例により行うことができる。  
（年長園児に係る預かり保育の特例）
- 4 施行日において小学校就学の始期に達する日前1年間にある園児（以下「年長園児」という。）の保護者が常時預かり保育を利用しようとする場合は、常時預かり保育申込書（令和3年度5歳児用）（様式第14号）を利用しようとする月の前月25日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 5 年長園児の保護者が臨時預かり保育を利用しようとする場合は、臨時預かり保育申込書（令和3年度5歳児用）（様式第15号）を利用日の3日前までに教育委員会に提出しなければならない。
- 6 年長園児の保護者が長期休業預かり保育を利用しようとする場合は、長期休業預かり保育申込書（令和3年度5歳児用）（様式第16号）を利用しようとする月の前月25日までに教育委員会に提出しなければならない。  
（様式 略）

池田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年7月21日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第9号

池田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

池田市立学校給食センター条例の一部を改正する条例（平成31年池田市条例第13号）の施行期日は、令和2年8月27日とする。

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第10号

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

池田市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成7年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 

総務・学務課
保健給食課

 を 

総務・学務課
保健給食課

 に改める。

第8条第1号中「総務・学務課」を「教育総務課」に改め、同号中ケからスマまでを削り、セをケとし、ソをコとする。

第8条第2号中「保健給食課」を「学務課」に改め、同号中ウを削り、イの次に次のように加える。

- ウ 就学又は就園に関すること。
- エ 就学援助に関すること。
- オ 学校の設置、廃止、変更及び連絡調整に関すること。
- カ 通学区域の設定又は変更に関すること。
- キ 幼稚園の保育料に関すること。

第10条中「総務・学務課」を「教育総務課」に改める。

第11条の表中 

教育センター	教育部
--------	-----

 を 

学校給食センター	管理部
教育センター	教育部

 に改める。

第12条の表学校給食センターの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。  
（教育委員会公印規則の一部改正）
- 2 教育委員会公印規則（昭和40年池田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表の1一般公印の表中「総務・学務課長」を「教育総務課長」に改める。

(池田市教育委員会処務規則の一部改正)

- 3 池田市教育委員会処務規則(昭和38年池田市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
第8条第2項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。  
(1) 学校給食センター  
(池田市立学校通学区審議会条例施行規則の一部改正)
- 4 池田市立学校通学区審議会条例施行規則(昭和46年池田市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。  
第4条第3項中「総務・学務課」を「学務課」に改める。  
(池田市結核対策委員会規則の一部改正)
- 5 池田市結核対策委員会規則(平成25年池田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「保健給食課」を「学務課」に改める。

---

池田市立中学校給食調理業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第11号

池田市立中学校給食調理業務委託事業者選定委員会規則を廃止する規則

池田市立中学校給食調理業務委託事業者選定委員会規則(平成27年教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

池田市教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第12号

池田市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則を廃止する規則

池田市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則(昭和49年池田市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

---

## 消 防 本 部

---

池田市消防本部警防規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年9月28日

池田市消防長 大 西 文 夫

池田市消防本部訓令第2号

池田市消防本部警防規程を廃止する訓令

池田市消防本部警防規程(平成20年消防本部訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

---

## 消 防 長

---

池田市消防本部警防規程を次のように定める。

令和2年9月28日

池田市消防長 大 西 文 夫

池田市消防長訓令第3号

# 池田市消防本部警防規程

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 警防活動組織（第4条—第10条）

### 第3章 警防活動

#### 第1節 通則（第11条—第18条）

#### 第2節 災害出場（第19条）

#### 第3節 指揮体制（第20条—第27条）

### 第4章 警防業務

#### 第1節 消防水利、警防調査及び警防査察（第28条—第30条）

#### 第2節 警防訓練及び警防機器（第31条・第32条）

#### 第3節 消防訓練指導及び調査（第33条・第34条）

#### 第4節 警防計画（第35条）

### 第5章 警備体制

#### 第1節 警備力の維持強化（第36条・第37条）

#### 第2節 非常警備（第38条—第40条）

#### 第3節 非常招集（第41条—第45条）

### 第6章 火災警報（第46条・第47条）

### 第7章 雑則（第48条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、火災、風水害又は地震等の自然災害（以下「災害」という。）を警戒し、鎮圧し、及び災害による被害を軽減するために行う警防活動並びに警防業務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 警防活動 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに実施する災害の防除、警戒、鎮圧若しくは被害の拡大を防止する活動及び人命の救護活動をいう。
- (2) 警防業務 警防調査、警防査察、警防計画の策定、警防訓練、自衛消防組織等の訓練指導、機械器具の点検整備その他これに類するものをいう。

#### （任務）

第3条 消防長は、警防活動及び警防業務（以下「警防業務等」という。）を統括する。

- 2 消防署長は、警防業務等に応じた安全対策を推進し、職員的安全確保に努めるものとする。
- 3 警防業務等に従事する職員は、安全対策を推進し、危害防止に細心の注意を払わなければならない。

### 第2章 警防活動組織

#### （組織）

第4条 消防長は、必要に応じて、効果的な警防活動を実施するため、消防本部に警防本部を、消防署に大隊本部を置く。

- (1) 警防本部は警防活動を統括する。
- (2) 大隊本部は警防活動を実施する。

2 警防本部の組織及び任務分担は別表第1のとおりとし、大隊本部の組織及び任務分担は別表第2のとおりとする。

#### （警防本部長等の職務等）

第5条 警防本部は、警防本部長、警防副本部長及び警防本部員で編成する。

- 2 警防本部長は池田市消防長（以下「消防長」という。）とし、警防本部の事務を統括し、警防本部員を指揮監督する。
- 3 警防副本部長は消防次長とし、警防本部長を補佐し、警防本部長に事故があるとき又は欠けたときは、警防本部長の職務を代理する。
- 4 警防副本部長に事故があるとき又は欠けたときは、警防救急課長が警防副本部長の職務を代理する。
- 5 警防本部員は消防本部所属の課長（課長に相当する職にある者を含む。以下「課長」という。）及び警防救急課員並びに警防本部長が必要と認めるその他の職員とする。

#### （大隊本部長等の職務等）

第6条 大隊本部に大隊本部長、大隊副本部長、部隊に中隊長、小隊長、分隊長及び隊員を置く。

- 2 大隊本部長は消防署長とし、部隊を統括し、災害現場における警防活動が適正に行われるよう必要な措置を講じる。
- 3 大隊副本部長は消防副署長とし、大隊本部長を補佐し、大隊本部長に事故があるとき又は欠けたときは、大隊本部長の職務を代理する。

4 大隊本部長は、災害状況等により必要と認めるときは、災害現場に大隊本部を設置しなければならない。

(部隊の編制)

第7条 大隊本部長は、災害の規模等に応じ、部隊を編成する。

2 部隊は、その編成規模等に応じ、次のとおり区分する。

- (1) 分隊 消防車等及びその乗組員により構成された部隊をいう。
- (2) 小隊 複数の分隊により任務内容等に応じて編成された部隊をいう。
- (3) 中隊 複数の小隊により任務内容等に応じて編成された部隊をいう。
- (4) 大隊 複数の中隊により編成された部隊をいう。

3 前項各号の部隊には、その編成規模等に応じた部隊指揮者を置く。

(現場最高指揮者)

第8条 前条第3項に定める部隊指揮者のうち、災害現場における階級上位者（同階級の者が2名以上あるときは、主担者又は先任者をいう。）を現場最高指揮者とする。

(現場最高指揮者の任務)

第9条 現場最高指揮者の主な任務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害状況の把握及び警防活動上必要な資料の収集
- (2) 災害状況の分析
- (3) 警防活動方針の決定及び消防部隊指揮
- (4) 消防部隊の増強及び削減の決定
- (5) 危害防止措置
- (6) 警戒区域の設定及び解除
- (7) 再燃火災防止措置
- (8) 前各号に掲げるもののほか、現場最高指揮者が必要と認める事項

(作戦会議)

第10条 警防本部長は、重要な対策方針等を決定するため、必要と認めるときは、次の各号に掲げる者を構成員とし、必要に応じて作戦会議を招集する。

- (1) 警防副本部長
- (2) 大隊本部長
- (3) 大隊副本部長
- (4) 警防本部員
- (5) その他警防本部長が必要と認める職員

### 第3章 警防活動

#### 第1節 通則

(警防活動の基本)

第11条 警防活動の基本は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 警防活動は、人命救助を優先する。
- (2) 警防活動は、災害の拡大防止を主眼とする。
- (3) 機械器具及び消防対象物の施設を効果的に活用すること。
- (4) 消防対象物の使用制限、破壊等は必要最小限とする。
- (5) 災害状況の変化に注意し、二次災害の発生を防止すること。

(警防活動種別)

第12条 警防活動の種別は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 火災防衛活動 建物、車両、船舶、航空機、林野、その他の火災の消火に関する活動
- (2) 救急活動 池田市消防本部救急業務運用規程（平成30年池田市消防長訓令第4号）第2条第1項第1号に規定する救急活動
- (3) 救助活動 池田市消防本部救助業務運用規程（平成30年池田市消防長訓令第3号）第2条第1項第1号に規定する救助活動
- (4) 水防活動 洪水、浸水、越水等による災害に係る警戒、水防工法の実施及びこれらに類する活動
- (5) 危害の排除 漏えい危険物の除去その他の災害の未然防止に係る活動
- (6) 支援活動 災害現場への燃料等の補給、資器材搬送、照明活動等主たる警防活動の支援に係る活動
- (7) 指揮活動 部隊の指揮に係る活動
- (8) 災害調査活動 火災原因等の調査及び災害状況、活動状況、死傷者等の消防調査に係る活動
- (9) 災害情報収集活動 指揮及び広報活動に必要な情報を収集する活動
- (10) 災害広報活動 警防活動の円滑化、災害防除等のため、災害現場周辺の住民等に対して行う広報活動
- (11) 報道広報活動 報道機関を対象とする災害状況等の発表
- (12) 国民保護措置活動 国民保護法及び池田市国民保護計画に基づく活動

(13)その他の活動 誤報、虚報等に対する活動その他の前各号に該当しない活動

(消防警戒区域の設定)

第13条 現場最高指揮者は、消防警戒区域を設定する必要があると認めるときは、警防本部と協議し、次により消防警戒区域を設定し、区域内の住民の退去、立入の制限等必要な措置をとらなければならない。ただし、緊急を要するときは、自ら消防警戒区域を設定し、実施後速やかに、警防本部へ報告するものとする。

(1) 消防警戒区域は、住民等の行動が警防活動に支障を及ぼすおそれのある範囲及び二次災害が発生するおそれのある範囲とすること。

(2) 消防警戒区域は、テープ、ロープ、標識等を用いて設定区域を明示し、必要箇所には、警戒のための人員を配置すること。

2 現場最高指揮者は、前項の規定により設定した消防警戒区域を火災等の推移に応じて拡大し、縮小し、又は解除しなければならない。

(火災警戒区域の設定)

第14条 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた現場最高指揮者は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、その事故により火災等の災害が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生した場合、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用禁止その他必要な措置をとり、二次災害の発生防止に努めなければならない。

2 火災警戒区域の設定は、前条第1項各号を準用する。

3 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた現場最高指揮者は、前項の規定により設定した火災警戒区域を火災等の推移に応じて拡大し、縮小し、又は解除しなければならない。

(現場保存)

第15条 警防活動に従事する隊員は、火災原因等の調査に必要と認められる現場保存又は証拠の保全に努めなければならない。

(現場交代)

第16条 現場最高指揮者は、災害活動が長時間にわたると認めるときは、隊員の疲労度等を考慮し、現場交代の措置をとるものとする。

(応援協定に基づく活動)

第17条 他市等の消防機関と協力して警防活動を実施する場合にあっては、それぞれの機関との間に締結されている協定に基づき行うものとする。

(検討会)

第18条 消防長は、警防活動を向上させ、あわせて将来の警防施策に資するため、必要に応じ警防活動検討会を開くことができる。

## 第2節 災害出場

(災害出場区分)

第19条 消防本部の災害出場区分は、次のとおりとする。

(1) 第1出場 指揮隊1隊、消防隊4隊、救助隊1隊、救急隊1隊が出場するものをいう。

(2) 第2出場 現場最高指揮者からの命により、残留消防隊が出場するものをいう。

(3) 第3出場 火災が拡大し、延焼の恐れがあると判断される場合で、消防署長の命により増強して出場するものをいう。

(4) 救助出場 救助隊及び救急隊が出場するものをいう。

(5) 救急出場 救急隊が出場するものをいう。

2 消防団の出場区分は、次のとおりとする。

(1) 第1出場 火災等災害発生地の当該消防分団の出場をいう。

(2) 第2出場 消防団長の命ずる消防分団が出場するものをいう。

(3) 第3出場 全消防分団が出場するものをいう。

## 第3節 指揮体制

(現場指揮本部)

第20条 現場最高指揮者は、現場指揮本部を設置してその位置を出場消防部隊に周知させるものとする。

2 現場指揮本部は、無線を統制し、災害及び警防活動に関する情報を一元化するものとする。

(現場指揮本部の標示)

第21条 現場指揮本部を設置したときは、その位置を明示する標識を掲出するものとする。

(指揮命令系統)

第22条 警防活動における指揮命令は、現場最高指揮者の統括指揮のもと、第7条に定める部隊の編成に基づく系統による。

2 部隊指揮者は、災害状況の推移に応じた安全かつ効果的な警防活動の実施に資するため、統制ある指揮命令系統の確立に努めなければならない。

(通信統制)

第23条 現場最高指揮者は、通信運用の円滑を期するため、消防通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあるときは、通信の制御又

は禁止若しくは通信方法の指定その他必要な措置をとる。

(災害情報)

第24条 現場最高指揮者は、警防本部と常に緊密な連絡をとり、収集した災害情報及び警防活動状況を、速やかに警防本部に報告しなければならない。

2 警防本部は、必要に応じ関係部局及び関係機関に災害に関する情報を通報するものとする。

(警防活動支援情報)

第25条 警防本部は、必要に応じ現場最高指揮者及び出場部隊に対し災害情報及び警防活動を支援する情報を伝達し、警防活動の円滑を図るものとする。

(災害情報の公表)

第26条 災害現場において、災害に関する情報の公表は、原則として現場最高指揮者が行うものとする。

2 災害情報を公表した場合は、速やかにその内容を警防本部に連絡するものとする。

(災害現場広報)

第27条 災害現場において、住民の危険防止又は警防活動の障害排除のために行う広報は、現場最高指揮者が必要と認めたとときに行うものとする。

#### 第4章 警防業務

##### 第1節 消防水利対策、警防調査及び警防査察

(消防水利対策)

第28条 消防長は、消防水利対策を決定し、その効率の推進を図るとともに、必要と認めるときは、消防署長に対し、その措置について指示する。

2 消防署長は、管轄区域内の消防に必要な水利施設及び消防水利標識の設置並びに維持管理並びに消防の用に供し得る水利の確保について適正を期するとともに、消防水利対策上必要と認められる事項が生じたときは、適正な措置をとらなければならない。

(警防調査)

第29条 消防署長は、次に掲げる事項について、所属職員に警防調査を実施させ、管轄区域内の状況を把握しなければならない。

- (1) 道路、橋梁、水路等の地勢その他これらに類する地理
- (2) 消火栓、貯水槽、プール、河川、池その他これらに類する有効水利
- (3) 消防対象物の現況等
- (4) 前号に規定する消防対象物に対する警防活動困難性の解明に係る事項
- (5) 警防活動上支障となる物品等の把握
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める事項

(警防査察)

第30条 消防長又は消防署長は、池田市消防査察に関する要領(平成16年7月1日制定)に基づき査察対象物の警防査察を実施しなければならない。

##### 第2節 警防訓練及び警防機器

(警防訓練の実施)

第31条 消防署長は、警防活動に必要な行動及び警防機械と警防資器材(以下「警防機器」という。)の習熟を図るため、年間計画を定め、計画的に警防訓練を実施させなければならない。

2 消防署各課長及び細河分署長は、警防活動上必要があると認めるときは、所属職員の全部又は一部に対し、警防訓練の実施を命じる。

(警防機器の点検)

第32条 消防署各課長及び細河分署長は、警防機器の確実な運用に資するため、所属職員に警防機器の点検整備を実施させ、その結果を報告させなければならない。

##### 第3節 消防訓練指導及び調査

(訓練指導)

第33条 消防署長は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第8条に規定する防火管理者、法第8条の2に規定する消防長又は消防署長が指定する防火対象物の管理について権原を有する者、法第14条の2に規定する予防規程を定める者その他の市民(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)が行う消防訓練に関し指導を求められたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(火災等の調査)

第34条 消防長又は消防署長は、火災等の原因、損害状況等の調査を池田市消防本部火災調査規程(平成31年3月7日池田市消防長訓令第1号)に基づき実施しなければならない。

##### 第4節 警防計画

(警防計画)

第35条 消防署長は災害発生時における警防活動が円滑に実施され、被害を最小限に止めるため、次に掲げるものについて活動方

針等を定めた警防計画を作成するものとする。

- (1) 火災が発生すれば人命危険が高いと認められる防火対象物
  - (2) 火災が発生すれば著しく消火困難と認められる地域及び危険物施設
  - (3) 高速自動車道
  - (4) その他消防署長が必要と認めるもの
- 2 消防署長は、警防計画を定期的に検討し、実情に合致しないときは、速やかにこれを修正するものとする。

## 第5章 警備体制

### 第1節 警備力の維持強化

(警備力の維持)

第36条 消防署長は、災害現場周辺の警備力が低下したとき又は災害発生が予測され、当該地域の警備力を増強する必要があると認めるときは、分隊又は小隊の移動配備又は緊急配備等必要な措置を講じる。

- 2 消防署長は、災害発生に備え、人員、警防機器の確保並びに出場の準備等に必要な措置をとり、常に警備力を維持しておかなければならない。

(特異事象時等の措置)

第37条 消防長は、異常な自然現象、特殊な行事、催し物、騒動その他の特異な事象（以下「特異事象等」という。）により災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生した場合に警防活動が困難になるおそれがあるときは、警防情報の収集に努めるとともに、必要と認めるときは、その内容を関係機関に通報するものとする。

- 2 消防署長は、特異事象等に際し、次に掲げる事項のうち必要な措置を講じなければならない。

- (1) 警戒活動の実施
- (2) 広報活動の実施
- (3) 警防機器の点検及び確保
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防署長が必要と認める事項

(特別警戒)

- 3 消防署長は、前項に定める措置を総合的に実施する必要があると認めるときは、消防長の承認を受けて特別警戒を実施するものとする。

- 4 消防長は、特異現象等に際し必要と認めるときは、消防署長に特別警戒の実施等必要な措置を命ずる。

### 第2節 非常警備

(非常警備体制)

第38条 非常警備体制とは、通常の警防体制では対処できないとき、非常招集をもって、部隊を増強する体制をいう。

(非常警備の発令)

第39条 消防長は、次の各号に該当する事象が発生し、又は発生するおそれが大であり非常警備体制を必要と判断したときは、非常警備を発令するものとする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災及び危険物施設等の大規模火災
- (2) 大規模な風水害又は地震等の自然災害
- (3) 放射性物質、生物剤又は化学剤等の放出による災害
- (4) 武力攻撃災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。）
- (5) 航空機事故又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、非常警備を必要とするもの

- 2 課長、分署長等は、非常警備体制が発令されたときは、通常業務を制限又は中止し、当該非常警備体制の確立に努めなければならない。

- 3 第1項に規定するもののほか、大隊本部長は、非常警備体制の発令を待ついとまがないと認められるときは、自ら非常警備体制の発令を行うことができる。この場合においては、大隊本部長は、事後においてすみやかにこれを警防本部長に報告し、その承認を得なければならない。

(非常警備の解除)

第40条 消防長は、次の各号に基づき非常警備体制を縮小し、又は解除するものとする。

- (1) 災害の発生のおそれが解消したとき及び災害処理が完了したとき。
- (2) 消防長が適当と認めたとき。

### 第3節 非常招集

(非常招集)

第41条 消防長は、災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合で緊急に部隊を増強する必要があると認めるときは、現に勤務している職員以外の職員を非常招集するものとする。

(非常招集の区分)

第42条 消防長は、非常警備体制が発令された際、現に勤務している職員以外の職員に対し、次に掲げるところにより非常招集を発令する。

- (1) 1号非常招集 警防本部長又は大隊本部長が警防活動上に必要と認める職員
- (2) 2号非常招集 毎日勤務職員の消防司令以上の職員全員及びその他の職員の半数
- (3) 3号非常招集 全職員

2 前項に規定するもののほか、消防署長は、非常招集の発令を待ついとまがないと認められるときは、自ら非常招集の発令を行うことができる。この場合においては、消防署長は、事後においてすみやかにこれを消防長に報告し、その承認を得なければならない。

(非常招集計画)

第43条 消防署長及び課長並びに分署長は、非常招集を効率的に行うため、所属職員の参集所要時間及び部隊編成等を考慮した非常招集計画を定めなければならない。

(適用除外職員)

第44条 非常招集は、次の各号のいずれかに該当する職員には適用しない。

- (1) 休職中又は停職中の職員
- (2) 傷病による休暇又は休業で療養中の職員
- (3) 管外出張中及び管外旅行中の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各所属長がやむを得ない事由があると認める職員

(参集)

第45条 職員は、非常招集を受けたときは、特に指定がある場合を除き、勤務地に参集しなければならない。

2 職員は、勤務地に参集することが困難な場合は、直近の署所に参集するものとする。

#### 第6章 火災警報

(火災警報の発令)

第46条 火災警報が発令されたときは、消防長は原則として非常警備に移行するものとする。

(火災警報発令時の措置)

第47条 消防署長は、火災警報が発令されたときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 火災警報信号の発信に関する事項
- (2) 池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）第29条に規定する火の使用制限又は禁止に係る広報及び警戒に関する事項
- (3) 機械器具の点検及び確認に関する事項
- (4) 警防情報の収集に関する事項
- (5) 前各号以外で必要と認める事項

#### 第7章 雑則

(雑則)

第48条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

#### 警備本部の組織及び任務分担

警防本部	担当班	担当課	任務分担
警防本部	庶務班	総務課	①警防本部の庶務に関すること。 ②部内活動の記録に関すること。 ③活動隊員の食料、飲料水、衣料、寝具等の確保及び調達に関すること。 ④災害活動に必要な資機材の緊急購入及び調達に関すること。 ⑤災害活動に伴う経費の支出負担行為に関すること。 ⑥災害に伴う庁舎の保全に関すること。 ⑦災害活動に伴う職員の事故等の処置に関すること。 ⑧府及び池田市災害対策本部並びにその他関係機関等との連絡調整に関すること。 ⑨消防団の活動に関すること。 ⑩各種情報の総括に関すること。
	予防班	予防課	①災害予防情報の収集及び整理記録に関すること。 ②記録写真に関すること。 ③防火対象物に関する応急措置及び対策に関すること。 ④防火対象物の災害状況の把握に関すること。



			<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤危険物施設に関する応急措置及び対策に関すること。</li> <li>⑥危険物施設の災害状況の把握に関すること。</li> <li>⑦広報活動に関すること。</li> </ul>
	指揮支援班	警防救急課	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害情報の収集、記録及び連絡に関すること。</li> <li>②災害活動上、必要な資機材等の調達及び配分に関すること。</li> <li>③報道機関との連絡調整及び情報提供に関すること。</li> <li>④現場指揮の活動支援に関すること。</li> <li>⑤参集状況の把握に関すること。</li> </ul>
		消防指令センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防隊等の運用指令に関すること。</li> <li>②通信施設の保全に関すること。</li> <li>③医療機関の受入状況の把握に関すること。</li> <li>④警防活動情報の収集及び整理記録に関すること。</li> </ul>

別表第2（第4条関係）

大隊本部の組織及び任務分担

大隊本部	担当班	担当	任務分担
	大隊本部隊	警備担当 調査指揮担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大隊本部の庶務に関すること。</li> <li>②災害防ぎょ活動に関すること。</li> <li>③災害の発見及び状況の連絡に関すること。</li> <li>④現場活動の記録及び連絡に関すること。</li> <li>⑤災害現場状況の記録写真に関すること。</li> </ul>
		救助担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人命救助に関すること。</li> <li>②避難誘導に関すること。</li> <li>③特命による支援活動に関すること。</li> </ul>
		救急担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>①救急活動に関すること。</li> <li>②応急救護所の設置に関すること。</li> <li>③傷病者の収容状況の把握に関すること。</li> </ul>